I 用語の解説

用語の解説

1 用語の解説

自然増減 出生数から死亡数を減じたものをいう。

乳 児 死 亡 生後1年未満の死亡をいう。

新 生 児 死 亡 生後 4 週未満の死亡をいう。

早期新生児死亡 生後1週未満の死亡をいう。

妊娠期間 出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による(昭和53年までは、数 えによる妊娠月数)。

早期:満37週未満(259日未満)

正期:満37週から42週未満(259日から293日)

過期:満42週以上(294日以上)

死 産 妊娠満12週(妊娠第4月)以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓拍動、随意筋の運動及び呼吸のいずれをも認めないものをいう。

自然 死 産 と 人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児又人 工 死 産 は附属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。

なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。

- 1) 胎児を出生させることを目的とした場合。
- 2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合。

(参考) 死産統計を観察する場合、つぎの沿革を考慮する必要がある。

昭和23年以降: 優生保護法の施行により、人工妊娠中絶の中の妊娠第4月

以降のものも人工死産に含むことになった。

昭和24年以降: 優生保護法の改正により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含ま

れることになった。

昭和43年以降: 胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず

死産をした場合は、従来は人工死産であったが、自然死産とし

て取り扱うこととなった。

昭和51年以降: 優生保護法により人工妊娠中絶を実施することができる時期

の基準は、従来妊娠8月未満とされてきたが、通常妊娠第7月 未満となった(昭和51年1月20日付け厚生省発衛第15号厚生事

務次官通知)

昭和54年以降: 「胎児が母体内において、生命を保続することのできない時

期の基準は、通常妊娠満23週以前であることと、従来の「通常

妊娠第7月未満」を「通常妊娠満23週以前」と表現を改めた

(昭和53年11月21日付け厚生省発衛第252号厚生事務次官通知)

平成3年以降: 優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準につい

て「通常妊娠満23週以前」を「通常妊娠満22週未満」に改めた

(平成2年3月20日付け厚生省発健医第55号厚生事務次官通知)

平成8年以降:「優生手術」の語を「不妊手術」に改め、遺伝性疾患等のた

めの人工妊娠中絶に係る規定が削除された。優生保護法の一部

を改正する法律によって、「母体保護法」へ名称を改めた。

(平成8年9月25日付け厚生省発児第123号厚生事務次官通知)

低 体 重 児

出生時の体重が2.5kg未満(平成6年までは2.5kg以下)のものをいう。

周產期死亡

妊娠満22週(154日)以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

妊産婦死亡

妊娠中又は妊娠終了後満42日未満(昭和53年までは「産後90日以内」とし、昭和54年から平成6年までは、「分娩後42日以内」としている)の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶然の原因によるものは除く。

生 命 表

生命表とは、一定期間におけるある集団についての年齢に関する死亡秩序を 表す各種の関数、すなわち死亡率・生存数・死亡数・定常人口・平均余命等を 示したものである。

これらの関数は、その人口集団について、その期間中に観察された各年齢ご との死亡件数と、その期間の各年齢ごとの平均人口又は中央人口とを基として 計算されるものである。この場合の観察期間を生命表の作成基礎期間といい、 平均人口又は中央人口を生命表基礎人口という。

生命表には、完全生命表と簡易生命表の2種類がある。完全生命表は、国勢調査によって精密に作成された人口資料に基づき、精密な計算方法により作成されるものである。一方、簡易生命表は人口資料として推計人口を用い、簡略化された計算方法により作成される。

通常、各国勢調査ごとに完全生命表を作成するほか、毎年の推計人口に基づいて簡易生命表を作成し、死亡秩序の毎年の推移を示す資料の一つとしている

世帯のおもな仕事

農家世帯

農業だけ又は農業とその他の仕事を持っている世帯

自営業者世帯

自由業・商工業・サービス業などを個人で経営している世帯

常用勤労者世帯(I)

企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が 1人から99人までの世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)

常用勤労者世帯(Ⅱ)

常用勤労者世帯(I)にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体役員の世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)

その他の世帯

上記にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯

無職の世帯

仕事をしている者のいない世帯

2 比率の解説

(1) 総覧に用いた比率

出 生 率 =
$$\frac{年間出生数}{10月1日現在日本人人口}$$
 ×1,000

死 亡 率 =
$$\frac{$$
年間死亡数 $}{10月1日現在日本人人口}$ $\times 1,000$

自 然 増 減 率 =
$$\frac{$$
自然増減数(出生数 $-$ 死亡数)}{10月1日現在日本人人口} ×1,000

妊娠満22週以後の死産率(総数・自然・人工)

離 婚 率 =
$$\frac{$$
 年間離婚届出件数 $}{10月1日現在日本人人口}$ $\times 1,000$

(2) 出 生

母の年齢(年齢階級)別出生率

月間出生率(年換算率)

すなわち、1年の長さを1とした場合の各月の長さをいう。

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(3) 死 亡

年齢(年齢階級)別死亡率(総数・男・女)

年齢(年齢階級)別死亡性比

月間死亡率 (年換算率)

すなわち、1年の長さを1とした場合の各月の長さをいう。

死因別死亡率 (年間)

= 年間の死因別死亡数 10月1日現在日本人人口 ×100,000

年齢調整死亡率 (旧訂正死亡率)

* 死因別死亡率は上記1,000の代わりに100,000を乗ずるのが通例である。

死亡率は年齢によって非常に異なるので、国際比較や年次推移の観察の場合には人口の年齢構成の差異を取り除いて観察するために、年齢調整死亡率を使用することが有用である。

(4) 乳児死亡

乳 児 死 亡 性 比 = 年間の乳児死亡の男子死亡数 年間の乳児死亡の女子死亡数 ×100

死因別乳児死亡率 = 年間の死因別乳児死亡数 年間出生数 ×100,000

死因別新生児死亡率 = 年間の死因別新生児死亡数 年間出生数 ×100,000

(5) 死 産

死 産 性 比 = 年間の男子死産数 年間の女子死産数 ×100

月間死産率(総数・自然・人工)

= <u>月間死産数 (総数・自然・人工)</u> 月間出産数 ×1,000

(注) 出産数とは、出生数と死産数の合計をいう。

月間妊娠満22週以後の死産比(総数・自然・人工)

= 月間妊娠満22週以後の死産数(総数・自然・人工) 月間出生数 ×1,000

母の年齢(年齢階級)別妊娠満22週以後の死産比(年間、総数・自然・人工)

年間のある年齢(年齢階級)の母親による 妊娠満22週以後の死産数(総数・自然・人工) 年間のある年齢(年齢階級)の母親による出生数 ×1,000

(6) 周産期死亡

月間周産期死亡率 = 月間周産期死亡数 月間出産数 (出生数+妊娠満22週以後の死産数) ×1,000

(7) 妊産婦死亡

妊 産 婦 死 亡 率 = 年間妊産婦死亡数 年間出産数 (又は出生数) ×100,000

直接産科的死亡率 = 年間直接産科的死亡数 年間出産数(又は出生数) ×100,000

間接産科的死亡率 = 年間間接産科的死亡数 年間出産数(又は出生数) ×100,000

3 表章記号の規約

- 計数のない場合

… 計数不明の場合

・ 統計項目のありえない場合

 $\begin{bmatrix} 0.0\\0.00 \end{bmatrix}$ 単位の2分の1未満の場合

【別表1】死因順位に用いる分類項目

分類名	死因簡単	死因基本分類 コード
腸管感染症 	分類コード	
	01100	A00~A09
結核	01200	A15~A19
敗血症(新生児の細菌性敗血症を除く) ウイルス性肝炎	01300 01400	A40~A41 B15~B19
ワイルへ住所炎 ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病	01400	B20~B24
悪性新生物〈腫瘍〉	02100	C00~C97
その他の新生物〈腫瘍〉	02100	D00~D48
貧血	03100	D50~D48
糖尿病	04100	E10~E14
血管性及び詳細不明の認知症	05100	F01~F03
髄膜炎	06100	G00~G03
を	06200	G12
1 脚性朋安相症及び関連症候群	06200	
パーキンソン病	06300	G20
アルツハイマー病	06400	G30
眼及び付属器の疾患	07000	H00∼H57
耳及び乳様突起の疾患	08000	H60∼H93
高血圧性疾患	09100	I10~I13
心疾患(高血圧性を除く)	09200	$101 \sim 102.0$, $105 \sim 109$, $120 \sim 125$, $127 \sim 120 \sim 151$
脳血管疾患	09300	127, I30∼I51 I60∼I69
大動脈瘤及び解離	09400	I71
インフルエンザ	10100	J10~J11
肺炎	10200	J12~J18
急性気管支炎	10300	J20
慢性閉塞性肺疾患	10400	J41∼J44
喘息 誤嚥性肺炎	10500 10601	J45∼J46
間質性肺疾患	10601	J69
同員性が失忠 胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100	J84 K25∼K27
		K40~K46,
ヘルニア及び腸閉塞	11200	K56
肝疾患	11300	K70∼K76
皮膚及び皮下組織の疾患	12000	L00~L98
筋骨格系及び結合組織の疾患	13000	M00∼M99
糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	14100	N00~N15
腎不全 44年、小型 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	14200	N17~N19
妊娠、分晩及び産じょく	15000	000~099
周産期に発生した病態	16000	P00~P96
先天奇形、変形及び染色体異常	17000	Q00~Q99
老衰	18100	R54
乳幼児突然死症候群	18200	R95
不慮の事故	20100	V01~X59
自殺	20200	X60~X84
他殺	20300	X85∼Y09

【別表2】乳児死因順位に用いる分類項目

【						
分類名	乳児死因簡単	死因基本分類				
	分類コード	コード				
腸管感染症	Ba01	A00∼A09				
敗血症(新生児の細菌性敗血症を除く)	Ba02	A40∼A41				
麻疹	Ba03	В05				
ウイルス性肝炎	Ba04	B15∼B19				
悪性新生物〈腫瘍〉	Ba06	C00~C97				
その他の新生物〈腫瘍〉	Ba09	D00∼D48				
栄養失調(症)及びその他の栄養欠乏症	Ba10	E40~E64				
代謝障害	Ba11	E70∼E88				
髄膜炎	Ba12	G00∼G03				
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	Ba13	G12				
脳性麻痺	Ba14	G80				
心疾患(高血圧性を除く)	Ba15	101~102.0, 105~109, 120~125, 127, 130~151				
脳血管疾患	Ba16	I60~I69				
インフルエンザ	Ba17	J10~J11				
肺炎	Ba18	J12~J18				
喘息	Ba19	J45∼J46				
ヘルニア及び腸閉塞	Ba20	K40∼K46, K56				
肝疾患	Ba21	K70∼K76				
腎不全	Ba22	N17~N19				
妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	Ba24	P05∼P08				
出産外傷	Ba25	P10∼P15				
周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	Ba26∼Ba30	P20∼P29				
周産期に特異的な感染症	Ba31∼Ba32	P35∼P39				
胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	Ba33	P50~P61				
先天奇形、変形及び染色体異常	Ba35	Q00~Q99				
乳幼児突然死症候群	Ba44	R95				
不慮の事故	Ba46	V01∼X59				
他殺	Ba55	X85∼Y09				

【別表3】諸率の算出に用いた人口

都道府県・男女別人口(日本人人口) 平成30年10月1日現在

都道府県名 総数 男 女 60,454,898 63,763,387 124,218,285 全 玉 北 海 道 5,253,000 2,475,000 2,778,000 1,258,000 591,000 青 森 666,000 手 岩 1,234,000 595,000 639,000 宮 城 2,296,000 1,123,000 1,173,000 秋 田 978,000 460,000 517,000 Ш 形 1,083,000 523,000 560,000 1,851,000 917,000 934,000 福 島 茨 城 2,829,000 1,411,000 1,418,000 栃 木 1,919,000 957,000 962,000 群 馬 1,901,000 939,000 962,000 埼 玉 7,175,000 3,579,000 3,596,000 千 葉 6,143,000 3,054,000 3,088,000 京 東 13,340,000 6,563,000 6,777,000 神 奈 川 8,993,000 4,484,000 4,508,000 新 潟 2,230,000 1,082,000 1,148,000 富 502,000 Ш 1,035,000 533,000 Ш 石 1,130,000 548,000 582,000 福 井 762,000 371,000 391,000 梨 805,000 395,000 410,000 Ш 長 野 2,032,000 993,000 1,039,000 岐 阜 949,000 1,956,000 1,007,000 静 岡 3,582,000 1,766,000 1,816,000 愛 知 7,323,000 3,665,000 3,658,000 三 重 1,751,000 854,000 898,000 滋 賀 1,388,000 685,000 703,000 京 都 2,539,000 1,213,000 1,326,000 大 阪 8,639,000 4,149,000 4,490,000 兵 庫 5,394,000 2,570,000 2,824,000 良 1,329,000 626,000 703,000 奈 929,000 438,000 491,000 和 歌 Щ 鳥 取 556,000 266,000 290,000 324,000 島 根 671,000 348,000 畄 Ш 1,877,000 902,000 975,000 広 島 2,776,000 1,346,000 1,431,000 Ш П 1,355,000 643,000 712,000 徳 島 350,000 731,000 382,000 香 Ш 952,000 461,000 491,000 愛 媛 708,000 1,342,000 634,000 高 知 702,000 331,000 371,000 福 岡 5,047,000 2,384,000 2,662,000 佐 賀 813,000 385,000 428,000 長 崎 627,000 706,000 1,333,000 熊 本 1,743,000 824,000 919,000 大 分 1,132,000 537,000 596,000 506,000 568,000 宮 崎 1,074,000 鹿 児 島 1,604,000 755,000 849,000 1,432,000 703,000 729,000 縄

県内市町村·男女別人口(日本人人口) 平成30年10月1日現在

県内市町村·男女別	1) 平成30年	F10月1日現在	
市町村・保健所名	総数	男	女
北部保健所	100,237	50,415	49,822
名 護 市	61,868	30,736	31,132
国 頭 村	4,654	2,352	2,302
大 宜 味 村	2,955	1,539	1,416
東村	1,642	901	741
今 帰 仁 村	9,296	4,713	4,583
本 部 町	13,098	6,651	6,447
伊 江 村	4,132	2,110	2,022
伊 平 屋 村	1,191	657	534
伊 是 名 村	1,401	756	645
中部保健所	498,909	244,056	254,853
宜 野 湾 市	95,858	46,483	49,375
沖 縄 市	139,464	67,492	71,972
うるま市	119,486	59,701	59,785
恩 納 村	9,985	5,035	4,950
宜 野 座 村	5,713	2,840	2,873
金 武 町	11,270	5,619	5,651
読 谷 村	38,933	19,088	19,845
嘉 手 納 町	13,483	6,518	6,965
北 谷 町	27,723	13,236	14,487
北 中 城 村	16,236	7,789	8,447
中 城 村	20,758	10,255	10,503
那覇市保健所	313,932	151,691	162,241
那 覇 市	313,932	151,691	162,241
南部保健所	413,476	204,013	209,463
浦添市	113,692	55,129	58,563
糸 満 市	59,464	29,848	29,616
豊 見 城 市	62,763	30,539	32,224
南城市	42,957	21,639	21,318
西 原 町	34,089	17,085	17,004
与 那 原 町	19,245	9,277	9,968
南風原町	39,081	19,100	19,981
渡嘉敷村	739	401	338
座間味村	893	472	421
粟 国 村	716	415	301
渡名喜村	415	269	146
南大東村	1,281	749	532
北大東村	631	388	243
久 米 島 町	7,358	3,898	3,460
八重瀬町	30,152	14,804	15,348
宮古保健所	52,109	25,814	26,295
宮古島市	50,965	25,193	25,772
多良間村	1,144	621	523
八重山保健所	53,588	27,110	26,478
石垣市	47,436	23,662	23,774
竹富町	4,094	2,131	1,963
与 那 国 町	2,058	1,317	741

資料:「平成30年人口移動報告年報」(県企画部統計課)

資料:「人口推計(平成30年10月1日現在)」(総務省統計局)

注:推計方法の相違から、県内市町村の人口(右表)の総計は、県の人口(左表)と一致しないことがある。